

第3次恵庭市男女共同参画基本計画策定（案）について

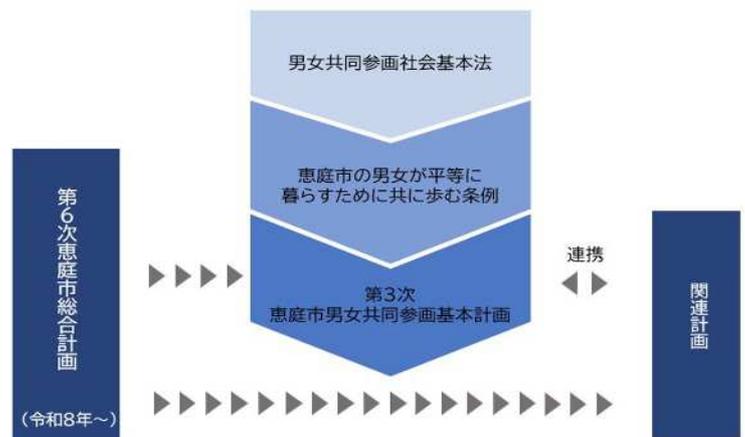
1. 計画の目的

男女共同参画社会の形成の促進に向けた国や道、本市の動向等を踏まえ、性的マイノリティや障がい者等、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを展開し、女性の更なる活躍推進や性的マイノリティへの理解促進など、男女共同参画の視点に立って取組を推進するために策定します。

2. 計画の位置付け

国の「男女共同参画社会基本法」を基本とし、平成15年に制定した「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」第3条に定める基本理念を計画として策定します。

また、本計画は、恵庭市総合計画や他の関連する計画と連携しながら推進します。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

*中間年である5年目に計画の見直しを行うこととします。

4. 基本計画の構成

(1) 基本目標 及び 重点課題

「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」第3条に定める基本理念を実現するために行う施策・事業の方向性をまとめたものを8つの基本目標とし、各目標に重点課題を掲げる。

I 男女の人権の尊重

- ① 性別による差別やあらゆる暴力の根絶
- ② 男女共同参画の視点に基づいた意識づくり

II 男女が平等に社会参加するための環境づくり

- ① 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
- ② 就業における男女共同参画を促進するための環境づくり

III 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり

- ① 安心して子育てができる環境整備
- ② 高齢者や障がい者等が生き生きと安心して暮らせる環境の整備

- ③ 地域社会における男女共同参画の推進
- ④ 防災分野・防災現場への参画の推進
- ⑤ 環境分野への啓発と参画の推進
- ⑥ **貧困など生活上の困難を抱える女性への支援【追加】**

IV 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

- ① 家庭における男女共同参画教育・学習の推進
- ② 学校における男女共同参画教育・学習の推進
- ③ 社会における男女共同参画教育・学習の推進

V 生涯にわたる健康の支援

- ① 性と生殖について、その健康と自由に選択する権利の普及
- ② ライフステージに応じた健康づくりの推進

VI 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進

- ① 国際交流と国際協力への参画推進

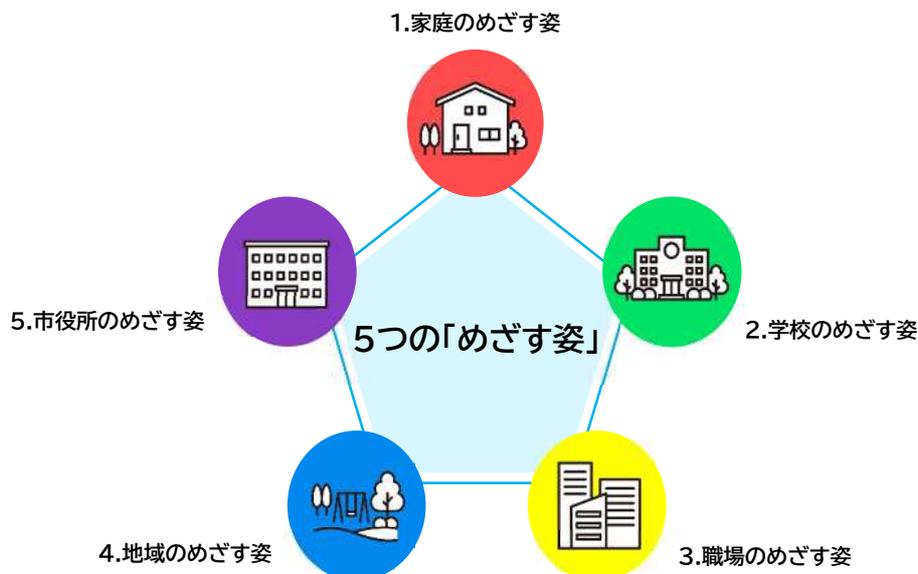
VII 女性の職業生活における活躍の推進

- ① 雇用に関する女性登用の推進
- ② 自営業等における女性活躍の推進

VIII 推進体制の確立

- ① 庁内推進体制の強化
- ② 推進管理体制の確立
- ③ 市民との連携と協力
- ④ 道との連携等

(2) 5つの「めざす姿」



- 性別にとらわれず、お互いの生き方を認め合い、家事、育児、介護を協力して行う家庭
- ドメスティック・バイオレンスや、あらゆる暴力のない安心な家庭
- お互いの性を尊重し、女性特有の健康と権利が守られる家庭



- 児童、生徒をはじめ教職員が性別による役割にしばられず、一人ひとりの個性や能力と人権を大切に
する教育を実践する学校
- お互いの性を尊重する学習が、しっかりと行われる学校



■採用、賃金、昇進、教育、配置などについて性別による差別がなく、個人の能力と個性が大切にされる職場

■あらゆるハラスメントがなく、男女がそれぞれの人格を認め合って安心して働ける職場

■男女が共に、育児や介護をしながら仕事と家庭を両立できる職場



■性別による役割にしばられず、活動の企画や決定に男女が対等に参画できる地域

■お互いに協力しながら、あらゆるハラスメントや暴力をなくすことに取り組む地域

■防災や環境保全に男女の視点が反映される地域



■性別による役割分担や差別が行われないう気を配りながら、積極的に男女共同参画を進める市役所

■市が願う審議会などの委員について、男女の人数が一方に偏らない市役所

5. 策定スケジュール

- 令和7年 4月 男女共同参画に関するアンケート調査 ※実施済
- 8月 男女共同参画審議会（1回目） ※実施済
- 10月 総務文教常任委員会報告（概要・スケジュール・アンケート結果報告） ※実施済
- 11月 男女共同参画審議会（2回目）（計画素案作成） ※実施済
- 12月 （内部）男女共同参画推進本部幹事会 ※実施済
（内部）男女共同参画推進本部会議 ※実施済
- 令和8年 1月 男女共同参画審議会（3回目）（計画案作成） ※実施済
パブリックコメント ※実施済
- 3月 総務文教常任委員会報告（計画（案））
計画完成、公表（予定）